

(お知らせ)

平成 27 年 6 月 1 日  
京都市行財政局財政部契約課

## 工事及び工事関連業務委託の入札における最低制限価格の 全面事後公表について

本市では、これまで、予定価格が5千万円を超える工事の入札において、最低制限価格を事後公表としてきましたが、平成27年6月1日以降の入札公告分から、予定価格にかかわらず、すべての工事及び工事関連業務委託の入札において、最低制限価格を事後公表とします。

(注)・道路清掃，除草，樹木維持管理業務等，工事に類する業務委託も対象となります。  
・測量，建築設計，設備設計，土木設計，地質調査，補償調査等の建設コンサルタント業務委託も対象となります。

なお、最低制限価格は、算定基準<sup>(※1)</sup>により算出した額（算定基礎額）に、ランダム係数（1から1.01までの範囲において0.001単位で無作為に抽出した値）を乗じて得た額（千円未満の端数切上げ）となります。

最低制限価格 = 算定基準により算出した額（算定基礎額）×ランダム係数

### ※1 算定基準

- ・「工事の請負に係る最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の算定基準について」
- ・「工事の設計等の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について」  
(契約課ホームページ「京都市入札情報館」の「入札・契約制度」―「規則・要綱・要領集」に掲載しています。)